

**市道路線の一部廃止について**

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

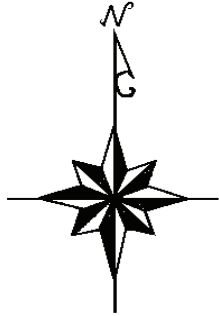
市道廃止申請に伴い路線を一部廃止する必要が生じたので、道路法第10条第3項で準用する同法第8条第2項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

**市道路線の一部廃止について**

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定にもとづき、次のとおり市道路線の一部を廃止する。

路線名	一部廃止する部分	備考
	起 点 終 点	
梅407号線	青梅市畑中3丁目599番1 青梅市畑中3丁目623番	別記図面 表示のとおり

市道路線一部廃止略図



青梅市畑中3丁目地内



一部廃止する部分



一部廃止後の路線

延長（廃止部分）57.80メートル



議案第116号附属資料

市道路線の一部廃止資料

議案 番号	路 線 名	一 部 廃 止 す る 部 分				
		延 長 m	幅 員 m	道路部幅員 m	面 積 m <sup>2</sup>	道路部面積 m <sup>2</sup>
116	梅407号線	57.80	2.12	—	—	—